

菊陽町農業委員会議事録

令和6年4月10日（水）開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年4月10日（水）午後3時00分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (4) 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (5) 議案第5号 | 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について |
| (6) 報告第1号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| (7) 報告第2号 | 許可不要転用届出（農地法第5条 |
| (8) 報告第3号 | 農地改良届出について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和6年度第1回菊陽町農業委員会会議録 議事の経過

—————○—————

開会 午後3時00分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

また、関連がありますので、番号1及び番号2について一括して事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1及び番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字中岡981番 外1筆

地目：田

面積：計4, 585m²

申請理由については、交換による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年4月2日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P7をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人はいずれも■■■に居住する農業者であり、どちらも十分な農業経験を有する方が世帯内に存することから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、それぞれどうがらしの作付や自給飼料の作付を行われており、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断し

ます。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆3番推進委員

議案第1号番号1及び番号2について、3番推進委員が説明します。

申請者は■■■在住の農業者で、両者ともに農業を営んでおられます。

面積が近い農地を交換することで、お互いの営農効率が上がることから、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1及び番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1及び番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

なお、■■委員につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、本案件の進行の間は退室をお願いします。

---■■委員退室---

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字下山立窪2907番7

地目：畑

転用面積：1, 500m²

転用目的は、直売所の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月2日(火)に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P

10をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業用施設用地であり、原則転用は不許可ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当するため、不許可の例外に当たると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆2番推進委員 議案第2号の番号1について2番推進委員が報告します。

申請者は■■の認定農業者であり、所有地で自分が栽培した農産物を販売するために直売所を整備する計画です。周辺農地の関係者には事前にご連絡をされており、農政課が進めている白水台地の整備事業についても関係機関に確認をされておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員 個人で整備されるのですね。きくちのまんまは確か県の審査があったと思います。

■事務局 建物だと開発許可が必要ですが、今回の計画のものは不要です。

◎議長 ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

それでは鈴木委員の入室お願いします。

---■■委員入室---

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字下居屋敷1598番3

地 目：畠

転用面積：399m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月2日（火）に実施しております。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P15をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがない農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆2番推進委員 議案第3号の番号1について2番推進委員が報告します。

申請者は■■■在住の個人で、地権者の■■■にあたります。実家近くで居住することを計画し、本申請農地以外に該当する土地が無かったことから今回の

申請地に決定されました。

周辺に農地もなく、排水等についても開発許可基準に基づき関係機関と協議をされていることから、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書4ページの議案第3号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字柿靄2791番2

地 目：田

転用面積：467m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月2日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP16～P19をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、住宅その他申請地

の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、代替地については周辺の宅地や山林を検討されましたが、取得の目途が立たなかつたとのことであるため、不許可の例外であると判断しました。よつて、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

- ◆ 6番推進委員 議案第3号の番号2について、6番推進委員が説明します。
申請者は■■■に居住する個人で地権者の■■にあたります。■■■の出身地周辺で個人住宅を整備する計画です。
周辺に農地が残りますが、南側は親族が所有する農地であり、西側農地については進入路も別に確保されており、排水等も開発基準に沿つて関係機関と協議をされているとのことですので、よろしくご審議方お願いします。

- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

- ◆ 9番委員 集落内開発区域でしょうか。

- 事務局 そうです。

- ◎議長 ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よつて、議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号の番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

なお、■■委員につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、本案件の進行の間は退室をお願いします。

---■■委員退室---

- 事務局 議案書4ページの議案第3号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字小平の上4616番2

地 目：畠

転用面積：4. 8 m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月2日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP20～P23をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがない農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 6番推進委員 議案第3号の番号3について、6番推進委員が説明します。

申請者は■■■に居住する個人で■■■を有する方です。近隣の山林を購入し、個人住宅の整備を計画したところ、住宅建設の最低面積である200m²を下回っていたことから、本申請農地を取得し、個人住宅を整備する計画です。

周辺に農地が残りますが、農地提供者の所有地であり、排水等も開発基準に沿って関係機関と協議をされているとのことですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9番委員 200m²ないといけないのでしょうか。

■事務局 はい。集落内開発区域ではそのような基準があるとのことです。

◎議長

ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和6年3月27日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP13をご覧ください。
利用権設定が13件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか?
— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和6年3月27日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP14をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP15～P16、別紙報告のP2からP8をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP17、別紙報告のP9をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第3号について、議案書のP18、別紙報告のP10をお願いします。切土・盛土をする際の「農地改良届出」であります。件数は1件で申請地、届出理由は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、届出書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年4月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人